

○御殿場市行政財産の目的外使用に関する条例

平成元年 3 月 30 日

条例第 8 号

改正 平成 25 年 6 月 19 日条例第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の目的外使用について、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（一部改正〔平成 25 年条例 37 号〕）

(使用の期間)

第 2 条 行政財産の使用許可は、1 年以内とする。ただし、必要に応じて更新することができる。

(使用料)

第 3 条 行政財産の使用料（以下「使用料」という。）の年額は、次に掲げる区分に応じて算出した額とする。

(1) 土地にあっては、固定資産税評価額を基準として当該土地の 1 平方メートル当たりの価格にその使用面積を乗じ、これに 100 分の 3 を乗じて得た額

(2) 建物にあっては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の定める建物再調達価額を基準として、当該建物の 1 平方メートル当たりの価格にその使用面積を乗じ、これに 100 分の 2 を乗じて得た額と、当該使用面積を土地使用面積とみなして前号により算出して得た額との合計額。ただし、売店等収益のあるものについては、売上金の 10 分の 1 を超えない範囲内において、加算することができる。

(3) 土地及び建物以外にあっては、実情に応じて算出した額

2 前項の規定にかかわらず、電柱、地下埋設物その他これらに類するものを設置する場合の使用料は、御殿場市道路占用料徴収条例（昭和 30 年御殿場市条例第 43 号）別表に定める額を基準とし、使用の態様に応じ、市長が定める額とする。

（一部改正〔平成 25 年条例 37 号〕）

(使用期間の計算)

第 4 条 使用期間の計算については、当該期間が 1 年未満の場合及び 1 年未満の端数を生じた場合は月割計算、当該期間が 1 月未満の場合及び 1 月未満の端数を生じた場合は日割計算により計算する。

(使用料の最低限度額等)

第 5 条 使用料の額を計算した場合において、使用料の額が 100 円未満であるときは、その額は 100 円とし、使用料の額に 10 円未満の端数があるときは、その端数の額は

切り捨てるものとする。

(使用料の減免)

第6条 市長は、次の各号の一に該当するときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において、公用若しくは公用又は公益の目的で使用するとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき。

(使用料の納付)

第7条 行政財産の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長の発行する納入通知書により、使用料を指定された期日までに納めなければならない。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰さない理由により使用の許可を取り消し、又は使用を停止したときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復等)

第9条 使用者は、行政財産の使用期間が満了したとき、又は使用許可が取り消されたときは、指定された期日までに原状回復の上、当該行政財産を明け渡さなければならない。ただし、使用許可条件で別の定めをした場合においては、この限りでない。

2 使用者が当該行政財産を損傷したときは、市長が定める損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
2 この条例施行の際、現に許可を受けて行政財産を使用している者の使用料については、その許可期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

附 則（平成25年6月19日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。